

# 年金制度が改正されます！

国民年金保険料の納め忘れがある皆さんへ

平成24年10月から  
3年間に限り、**納付可能期間を10年間に延長します。**

現在、未払いの国民年金保

険料を、遡って納めることができるのは、過去2年分までですが、10月1日から、3年間に限り、過去10年分まで遡つて納めることができます。(※老齢基礎年金を受給している人などは対象となりません。) 詳細は下の「後納制度」をお読みください。

**3年以上遡っての納付には加算金が。**

3年以上遡っての納付には加算金が。  
●寝室・階段への取付けは義務付けられています。

**子ども部屋や高齢者の居室など、就寝に使われている部屋には取付けましょう。**



先般、地区回覧で行った「住宅用火災警報器設置状況調査」にご協力いただき、ありがとうございました。調査結果をお知らせします。

■杵築速見消防組合本部管内の設置率=64.7%

杵築市全体=65%

(杵築地区:62%、山香地区:69%、大田地区:80%)

という結果となり、今年1月30日に発足した「住宅用火災警報器設置対策委員会」の活動効果もあって、昨年の調査より、14.6%アップしました。

設置率100%を目指し、今後も取組を続けますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



【緊急時離着陸場】

杵築消防署駐車場、B & Gグラウンド、  
大田グラウンド(東俣水)、  
山香庁舎前広場、山香農業高校グラウンド  
大分農業文化公園内(2か所)



**ドクターへり**  
**訓練試験飛行開始**

8月から、大分県ドクターヘリが、訓練試験飛行を開始します。杵築市内には、7か所を緊急時離着陸場として登録

しています。  
離着陸時には、ヘリコプターの大きなエンジン音などで、周辺の皆様にはご迷惑をおかけしますが、救命患者の救命率向上のため、ご理解、ご協力をお願いします。

▼国民年金保険料後納制度に関するお知らせ

年9月30日までの3年間に限ります。  
ただし、すでに老齢基礎年金の受給権をお持ちの人は、専用ダイヤルまたは別府年金事務所までお問い合わせください。

このように、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」または別府年金事務所までお問い合わせください。

結果、後納制度による納付をみいただき、審査させていただきます。

なお、後納保険料を納付するためには、事前にお申し込られなかつた期間がある場合、将来的の年間がない場合には、将来の年金が少なくなつたり、年金そのものが受給できなくなつてしまこと(保険料納付や免除等の合計が25年(300ヶ月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることができます。平成24年10月1日から過去10年に延長となる、後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかつた保険料を納めることができます。(保険料を納めることができるのは、平成27年6月31日までと定められています。

納期限までに納めない場合は、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますので、滞納のないようお願いします。

▼第3号被保険者が「届出忘れにより受け取れなかつた年金」を受給できる場合があります。

第3号被保険者とされた人に、新たな年金記録が見つかり、必要な届出がされていないために受け取れなかつた老齢基礎年金、障害基礎年金などが受給できるようになります。

例えば、第3号被保険者(専業主婦・主夫)であつた人が、一時期厚生年金に加入して、その後第3号被保険者に戻つたときに届出をしていなかつたことが判明した場合など。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から過去10年に延長となる、後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかつた保険料を納めることができます。(保険料を納め..

別府年金事務所の個別相談会が市内で開催されます。

日時：8月21日(火)  
13時30分～  
場所：杵築市健康福祉センター  
問い合わせ：別府年金事務所  
(☎0977-225111) /  
市民課国保年金係(☎0978-623131)

過去、自分の国民年金に未納があるかどうか知りたい！  
ねんきんネットをご利用ください。

「ねんきんネット」の問い合わせは専用ダイヤル(☎0570-058-555)IP電話・PHSからは、03-6700-1144  
受付時間：月～金曜日、9時～20時  
第二土曜日は9時～17時まで

後納制度、詳しい内容が知りたい！  
「国民年金保険料専用ダイヤル」  
(8月開設予定)

ナビダイヤル：(☎0570-011-050)  
050(一部)、070の電話からは、03-6731-2015  
受付時間：平日8時30分～17時15分  
月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は、19時まで  
第二土曜日は9時30分～16時まで